

令和 8 年 10 月 22 日
指 導 部

第 7 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について

東京都いじめ防止対策推進条例（平成 26 年東京都条例第 103 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、第 7 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、別紙の理由により、下記の事項について諮問する。

記

諮問事項

東京都内公立学校におけるいじめの防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について

別 紙

諮 問 理 由

東京都は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成 26 年 6 月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年 7 月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策（以下「いじめ総合対策」という。）」を策定した。

これらを踏まえ、これまで東京都教育委員会と区市町村教育委員会との緊密な連携の下、東京都内全ての公立学校において、校長をはじめとした教職員と保護者、地域住民、関係機関等が一体となり、組織的にいじめ防止等のための取組を推進するとともに、その成果と課題を検証、評価し、改善を図ってきた。

こうした中、東京都教育委員会は、令和 6 年 11 月に、第 6 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、東京都内公立学校におけるいじめの防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について諮問し、令和 8 年 7 月に、同委員会から答申を得たところである。

この答申では、2 年間の取組の成果として、「いじめ総合対策【第 3 次】」に「自己指導能力」を育成するための視点を明記することで、学校における日頃からの発達支持的生徒指導を促進したことや、子供たち自身がいつでも「いじめ問題」について考えられるように、発達の段階に応じた子供向けの指導資料「いじめ総合対策【子供版】」を作成し都内全公立学校に周知したことなどについて明記されている。

一方で、「いじめ問題の当事者である児童・生徒が、自分たち自身でいじめ問題について主体的に考えることができるような授業の在り方を引き続き検討すること」、「学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携を一層強化し、専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組をさらに充実させていくこと」などについて、今後、更に取組の改善を図っていくことの必要性が示された。

こうした検証・評価を基に、いじめ防止対策の一層の推進に向けて、東京都教育委員会が取り組むべき事項として、「発達支持的生徒指導の趣旨にのっとったいじめ防止等の取組に向けた教職員の対応力の向上」、「子供がいじめ問題を主体的に考え行動できる取組の充実」、「いじめ問題の現状を把握し、子供が自ら S O S を出せるようにする取組の充実」などの 5 点が挙げられている。

これらの指摘を踏まえ、東京都教育委員会は、第 7 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、諮問するものである。